



Newsletter

Add: 中国北京市丰台区万豊路68号銀座和諧広場オフィスタワー20F 〒100161

Tel: 86-10-62113695 Fax: 86-10-62198011 Email: int@cnkip.com Homepage:www.cnkip.com

Topic-1

CNIPA、「中華人民共和国商標法改正草案(意見募集稿)」を公開

Topic-2

ニュース ブリーフィング

Topic-3

最高人民法院・最高人民検察院、「知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干
問題に対する解釈（意見募集稿）」を公開

Topic-4

CNIPA、「『商標権侵害の判断基準』に対する理解と適用」を発表（連載）

CNIPA、「中華人民共和國商標法改正草案(意見募集稿)」を公開

2023年1月13日に、CNIPAは、中華人民共和國商標法改正草案(意見募集稿)」を公開し、2023年2月27日まで、意見募集を行う。

今回の意見募集稿は現行商標法を計10章101条まで拡充したものである。今回の意見募集稿は、新たに加えた条文計23箇条、現行商標法の条文を分解して新たに形成した条文は計6箇条、実質的改正を行った条文は計45箇条、基本的に現行商標法を維持した条文は計27箇条である。本稿は、今回の意見募集稿の主要内容をいくつかピックアップし、紹介を行う。

(商標使用状況説明の義務化)

まず、今回の意見募集稿の第五条に「使用を承諾する」との文言が加えられた。実務において、出願の際に、当該商標の出願は使用を前提とするものであることを承諾することになる。

また、意見募集稿の第六十一条によると、権利者は、五年ごとに、知的財産権行政部門に対し、その使用状況を説明しなければならない。

「商標登録者は、商標登録が許可された日から満5年後の12ヶ月以内に、国務院の知的財産権行政部門に対して指定商品における当該商標の使用状況又は不使用にあたっての正当な理由を説明しなければならない。商標登録者は上記期間内の複数の商標の使用状況についてまとめて説明することができる。

期間が満了しても説明をしていない場合、国務院の知的財産権行政部門から商標登録者に通知する。商標登録者が通知を受領した日から6ヶ月以内に依然として説明をしない場合、当該登録商標を放棄したものとみなし、国務院の知的財産権行政部門は、当該登録商標を抹消する。」

(重複出願の禁止)

意見募集稿の第十四条の登録要件の部分に、「別途の規定がある場合を除き、同一の出願人は、同一の商品又は役務について、一つの同一商標のみを登録しなければならない」と規定した。

(悪意ある商標出願の具体的場面に関する規定)

意見募集稿は、第二十二条を新設し、悪意ある商標出願を禁止し、その具体的な場面を規定した。その内容は、以下の通りとなる。

「出願人は、以下に掲げる悪意ある商標登録出願をしてはならない。

- (一) 使用を目的とせず、大量に商標登録出願をし、商標登録秩序を乱すこと
- (二) 欺瞞又は他の不正な手段により商標登録出願すること
- (三) 国益、社会の公共利益を損害し、又はその他の重大な悪影響を及ぼすような商標を登録出願すること
- (四) この法律の第十八条、第十九条、第二十三条の規定に違反して、故意に他人の合法的権利又利益を害し、又は不正に利益を得ようとする事
- (五) その他の悪意の商標登録出願行為」

(悪意ある商標出願の移転)

悪意ある商標出願に対し、移転を求めることができる。

現行商標法の第四十五条の「相対的理由による無効宣告」に「この法律の第十八条、第十九条の規定に違反し、又はこの法律の第二十三条の規定に違反して他人が既に使用し、一定の影響力を有する商標を不正な手段で抜け駆け登録した場合、先行権利者は当該登録商標の自身の名義への移転を請求することができる」という移転に関する規定が新規追加された。

また、意見募集稿の第四十七条は、商標移転の処理方法について規定したものとなる。

(異議期間の短縮)

現行商標法第三十三条によれば、初歩査定及び公告された商標について、公告の日から3ヶ月以内に、異議を申し立てることが可能である。今回の意見募集稿の第三十六条によると、異議申立の期間は、初歩査定及び公告後の2ヶ月以内となり、異議申立手続提出の期間は1ヶ月間短縮された。

(異議申立手続の簡略化)

現行商標法の第三十五条によれば、異議申立に対し、不登録決定が下された場合、被申立人は、当該決定に対し、復審請求を請求することができる。その復審請求に対し、商標評審委員会は12ヶ月以内に復審決定を下すことになる。

これに対し、意見募集稿の第三十九条は、復審請求に関する規定を削除し、以下の通り規定した。

「国务院の知的財産権行政部門が不登録決定を下し、被異議申立人に不服があるときは、通知を受領した日から30日以内に、人民法院に提訴することができる。人民法院は、異議申立人に対し、第三者として訴訟に参加することを通知しなければならない。」

(権利濫用禁止条項の新設)

現行商標法の第七条に、誠実信用の原則について規定するものとなるが、今回の意見募集稿の第九条は、誠実信用原則の上、新たに、権利濫用禁止の原則に関する規定を加えた。

意見募集稿の第九条は、「商標権者は、商標権を濫用して国家の利益、社会公共の利益又は他人の合法的権益を損害してはならない」と規定した。

以上で今回の意見募集稿の要点をいくつか紹介した。今回の意見募集稿はまだ審議段階にあるが、もし可決となると、今後の商標実務に大きな影響を及ぼすに違いない。そのため、今回の改正の進展について、留意すべきであろう。

今回の意見募集稿の全文は、CNIPAの公式サイトにて確認できる。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/13/art_75_181410.html

ニュース ブリーフィング

・ 専利証書、全面的に電子化

2023年1月19日に、CNIPAは、「専利証書の全面電子化を推進することについての公告」を発表した。当公告によると、2023年2月7日から、専利証書を全面的に電子版のものに切替えた。

2023年2月7日以降、出願当時の方式を問わず、電子版の専利証書しか発行されないという。オンライン出願の専利に対し、従来の通り、電子業務システム経由で専利証書を入手できる。紙方式で出願した専利に対し、「電子専利証書を受け取るための通知書」で案内された方式で、電子版の専利証書を入手できる。

当公告を受けて、2023年2月7日以降、紙の専利証書の申請業務の受付も停止された。

出処：https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/29/art_74_181610.html

・ 中国、発明特許の有効件数は世界一位

2023年1月16日に中華人民共和国国務院新聞弁公室の公式記者会見で、中国における発明特許の数は世界一位であることが発表された。

当記者会見によれば、2022年末までに、中国における有効な発明特許の数は421.2万件となり、このうち、本土（香港、マカオ、台湾を除く）の発明特許の有効件数は328万件だった。中国の人口1万人当たりの高価値発明特許の数は9.4件に達した。

有効な国内発明特許の保有件数が300万件を超えたのは、世界で初だった。そのうち、高価値発明特許の件数は132.4万件に達し、前年比24.2%増で、発明特許保有件数の40%以上を占めた。WIPOが発表した最新の「世界知的財産権インデックス」との報告書でも、中国における発明特許の有効件数は世界第1位となっている。

2022年末までに、有効な発明特許を保有する国内企業数は前年比5.7万社増の35.5万社に達し、有効な発明特許数は前年比21.8%増の223.4万件となった。そのうち、有効な発明特許を所有しているのはハイテク企業と「小さな巨人」企業（新型技術を専門とする中小企業）の保有する件数は合計で151.2万千件、国内企業全体の65.1%を占め、前年同期比0.5%増加した。

出処：<http://www.xinhuanet.com/comments/20230120/604233c838674b37b540f38b57714d63/c.html>

・ CNIPA、特許譲渡契約・特許実施許諾契約の契約書のフォーム及び契約のガイドラインに対し、意見募集

標準的で便利なサービスを提供し、当事者が法的リスクを回避し、合法的な権益を保護し、特許権の譲渡と実施許可を促進するために、CNIPAは、関連部門と共同で、現行の特許権譲渡契約、特許実施許諾契約のテンプレートおよび契約の際のガイドラインを改正し、意見募集を行った。

そのテンプレートとガイドラインの詳細は、CNIPAの公式サイトにて確認できる。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/1/3/art_75_181206.html

最高人民法院・最高人民検察院、「知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に対する解釈（意見募集稿）」を公開

知的財産権の刑事・司法保護を強化し、法により知的財産権侵害の犯罪を処罰し、社会主義市場経済の秩序を維持するために、「中華人民共和国刑法」、「中華人民共和国刑事訴訟法」の関連規定に従い、最高人民法院・最高人民検察院は「知的財産権侵害刑事事件の処理における法律適用の若干問題に対する解釈（意見募集稿）」を起草し、2023年3月5日まで、意見募集を行う。

本稿は、今回の意見募集の要点について、簡単な紹介を行う。

中華人民共和国刑法第二編第三章第七節の第二百一十三条から第二百二十条に、「知的財産権を侵害する犯罪」に関する規定である。

これらの規定は、基本、商標権侵害（第二百一十三条—第二百一十五条）、特許権侵害（第二百一十六条）、著作権侵害（第二百一十七条—第二百一十八条）と商業秘密侵害（第二百一十九条）の行為が、刑法上の犯罪に該当する場面とその刑罰について言及するものである。

ただし、知的財産権を侵害する行為は、直ちに刑法上の犯罪に該当するわけではない。侵害行為が犯罪として処理されるには、「情状が重大」などの要件を満たす必要がある。そして、それらの犯罪に対し、自由刑と財産刑の両方を適用することが可能である。

しかしながら、今までの司法実務では、知的財産権を侵害する犯罪の認定や刑罰の確定に関しては、必ず明確な基準を有するわけではない。

今回の意見募集稿、知的財産権を侵害する犯罪の各種の基準を明確化したものであると言えます。

今回の意見募集稿は、主に、以下の内容が含まれる。

1. それぞれの侵害が刑法上の犯罪に該当するための要件として、いわゆる「情状が重大」の場面に関して、詳細に規定するもの。

（1）意見募集稿の**第一条、第四条と第六条**は、商標権侵害の行為が刑法上の犯罪に該当するか否かを判断するための「情状が重大」の要件に関する規定となる。

（2）意見募集稿の**第七条**は、特許権侵害の行為が刑法上の犯罪に該当するか否かを判断するための「情状が重大」の要件に関する規定となる。

（3）意見募集稿の**第九条**は、著作権侵害の行為が刑法上の犯罪に該当するか否かを判断するための「情状が重大」の要件に関する規定となる。

（4）意見募集稿の**第十四条と第十六条**は、営業秘密侵害の行為が刑法上の犯罪に該当するか否かを判断するための「情状が重大」の要件に関する規定となる。

2. 情状酌量または加重犯に関する規定

- (1) 意見募集稿の**第二十一条**は、加重犯に関する規定となる。
- (2) 意見募集稿の**第二十二条**は、情状酌量と執行猶予に関する規定となる。

3. 罰金刑の場合の金額の算定について規定するもの

(1) 意見募集稿の**第二十三条**は、罰金に関する規定となる。罰金の算定は、基本、「違法所得金額」、「不法経営額」、「権利者に与えた損失額」、「権利侵害模倣品の数」及び「社会的危害」に基づいて、行うことになる。

(2) 意見募集稿の**第二十五条**は、「不法経営額」の算定に関する規定となる。

(3) 意見募集稿の**第二十六条**は、「販売額」と「違法所得金額」の算定に関する規定となる。

(4) 意見募集稿の**第二十八条**は、営業秘密侵害の場合の「損失額」の算定に関する規定となる。

(5) 意見募集稿の**第二十九条**は、営業秘密侵害の場合の「違法所得金額」の算定に関する規定となる。

また、今回の意見募集稿は、上記内容以外にも、「同一の商標、役務」の定義、「他人の専利を詐称する」ことの定義、著作権侵害の証明責任等々についても規定している。

今回の意見募集稿の全文は、中国最高人民法院の公式サイトにて確認できる。

<https://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-386871.html>

CNIPA、「『商標権侵害の判断基準』に対する理解と適用」を発表（連載）

2022年8月12日に、国家知識産権局（CNIPA）が、「『商標権侵害の判断基準』に対する理解と適用」を発表した。2020年6月15日、国家知識産権局（CNIPA）は「商標権侵害の判断基準」を制定し、公布した。商標権に関する法執行の業務指導をさらに促進し、基準の普及と解釈をさらに改善し、法執行者が規定の意味を正確に理解し、各地での実施過程における基準の適用に関する質問を迅速に答えるため、国家知識産権局（CNIPA）は、「『商標権侵害の判断基準』に対する理解と適用」を作成した。当文書は、計38条からなる「商標権侵害の判断基準」を逐条解釈した上、各条文に関連する典型的な判例も紹介した。本稿は、「『商標権侵害の判断基準』に対する理解と適用」の重要な内容を取り上げ、抄訳の上、連載を行う。

第二十四条 色彩を指定しない登録商標は、自由に色彩を付けることができるが、便乗の目的で色彩を付け、他人の同一もしくは類似の商品又は役務ににおいての登録商標と類似し、混同を生じるおそれがある場合、商標法第五十七条第二項に規定する商標権侵害に該当する。

登録商標の知名度が高く、被疑侵害者が登録商標の権利者と同業であるか、または権利者の業界と関係性の大きい業界にいる場合、登録商標と同一または類似の標章を使用するについて、正当な理由がない場合、便乗の意図があるとみなされる。

本条に対する解説：被疑侵害者が便乗の意図を有すると認定されるには、3つの要件を満たす必要がある。第一に、便乗された登録商標の知名度が比較的に高いこと。第二に、被疑侵害者と登録商標の権利者が同じ業界、または関連性の高い業界にることである。関連性が高いとは、両者が使用する商品またはサービスの消費者、生産者、事業者が比較的に大きな程度に重なり合うこと。第三に、正当な理由なく登録商標と同一または類似の標章を使用すること。正当な理由のある使用は、例えば、登録商標に含まれる「商品の普通名称」、「図形」、「品番」を使用するなど。

第二十六条 経営者が商品を販売する際に、登録商標の専用権を侵害する商品を景品として贈呈することは、商標法第五十七条第三項に規定する商標権侵害に該当する。

本条に対する解説：事業者が商品を販売する際に贈呈した景品は、名目上は無償であるが、消費者は販売された商品を購入してから初めて獲得できるものであるため、景品を贈呈することは、販売行為の一部となる。従って、景品を贈呈することは、営利を目的とし、事業者に利益をもたらし得る行為であり、その本質は、商品の売買関係である。

実務上、抽選というマーケティング手法がある。すなわち、景品付きのプロモーションイベントにおいて、抽選や宝くじなどの偶然性を有する方法で当選者や景品のレベルを決定すること。抽選の景品が登録商標の専用権を侵害する場合にも、本条の規定を参照して適用することができる。

第二十七条 次に掲げる状況のいずれかに該当する場合は、商標法第六十条第二項に規定の「登録商標

の専用権を侵害する商品を知らないうちに販売すること」に該当しないとする。

(一) 仕入のルートが商慣習に合致せず、価格が市場の相場より明らかに低い場合。

(二) 帳簿や販売記録などの会計書類の提出を拒み、または会計書類を偽造すること。

(三) 違法行為が発覚された後に物証を移転・毀損し、または虚偽の証明書もしくは虚偽の情報を提供すること。

(四) 類似した状況の下で処分を受けた後、再犯する場合。

(五) その他、当事者がすでに知ったまたは知るべきであったとみなされる状況。

本条に対する解説：2013年の第3回商標法改正の際に、販売者の免責条項が導入された。商標法第六十条第二項の規定によると、「侵害品であることを知らずに販売した者は、当該商品が合法的に入手したものであることを証明し、提供者を提示することができる場合、工商行政管理部门は販売者に対して商品の販売停止を命じることができる。」

商標法によれば、販売者の責任免除は以下の3つの要件を満たすことが必要である。第一に、販売した商品が登録商標の専用権を侵害することを知らないこと。第二に、販売者は商品が合法的に取得したことを証明できること。第三に、販売者が商品の提供者を提示できること。

販売者が「実際知らないし、知るべきでない」と判断する方法は、事件の具体的状況、客観的事実および関連する証拠に基づき、以下の要素を総合的に考慮し認定すべきである。

第一に、販売者は類似商品の市場価格よりも著しく低い商品に対し、より高い精査義務を担うべきである。仕入れた商品の価格が、純正品の市場価格と著しく異なる場合、例えば、同一商品の市場価格をはるかに下回る場合、一般的に、販売者は合理的な審査義務を果たせなかったと認定できる。販売者の仕入れルートは合法的でなければならない。すなわち、販売者は仕入れルートを決定する際に、供給者の供給資格を確認すべきであり、出处不明な供給は、「販売者は知らない」という状況に該当しない。

第二に、食品、医薬品、健康食品、花火・爆竹、化学薬品、アルコールなどの商品は、国民の生命と安全に関わるものであるため、生産、輸送、流通の各分野で相応な特別規定を設けることになる。販売者が関連規制に反して、合理的な精査義務を果たさない場合、「販売者は知らない」の要件を満たさない。

第三に、著名商標であればあるほど、販売者が商品と商標を知る可能性が高くなり、その精査義務も高くなる。

第四に、規模が大きく、経済的に強く、経営の歴史が長く、法人格を持つ販売者ほど、仕入れた商品が他人の登録商標の専用権を侵害する可能性を判断するのに、優位を持って、リソースがあり、能力が高いため、より高い精査義務を担う。例えば、総代理店及び上位な代理店は、小売りの販売者よりも、より高い精査義務を担うべきである。

第五に、法執行機関の捜査の際に、販売者が協力を拒み、被疑侵害品および関連証拠を隠ぺいまたは移転し、さらには捜査に抵抗したり、暴力を持って抗争したりする場合は、「販売者は知らない」という状況に該当しない。

第六に、その他の要素：販売者が権利者と類似の紛争について民事訴訟を行っており、裁判所から商標権侵害と認定されたことがあるか、または関連行政執行当局から同一商品の販売について捜査・処分を受けたことがあるか、販売者が関連ブランドの代理店であったか、販売者または関連利害関係者が同一または類似商標の登録を出願したが法律により拒絶されたか、総代理店または上位代理店の販売行為が司法または行政当局により侵害と認定されたか等。

「合法的な入手」という要件に関しては、販売者は通常、販売した侵害品が合法的な入手であることを証明するために、価値付加税のインボイス、仕入れのインボイス、仕入れの契約、販売リスト、受領リスト、支払伝票、供給者などの証拠を提供すべきである。

「供給者の提示」とは、商品の供給者の氏名、住所、またはその他の手がかりを記載し、確認できるものを提示すること。

『「商標権侵害の判断基準」に対する理解と適用』の全文は、CNIPAの公式サイトにて確認できる。

https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/8/12/art_66_177297.html